

「マンション管理の適正化に向けた連携に関する協定」の締結について

1 要旨・目的

広島県内のマンションの安全性や質の維持向上を図るため、一般社団法人マンション管理業協会と「マンション管理の適正化に向けた連携に関する協定」を締結し、官民で連携しながらマンション管理の適正化の推進に取り組む。(都道府県との協定締結は全国初)

2 現状・背景

- 今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増することを踏まえ、令和4年に施行された改正マンション管理適正化法において、管理組合に対する助言・指導や管理計画の認定など地方公共団体によるマンション管理適正化の推進が位置づけられ、本県では令和4年7月に「広島県マンション管理適正化推進指針」を策定し、管理組合や入居者に対する意識啓発などに取り組んでいる。
- 住宅ストックの活用促進の一環として、DoboX とマンション管理業協会のサーバーを連携させ、協会が推進している「マンション管理適正評価制度」(次頁に詳細)の評価結果をDoboXのマップ上で可視化する取組(12月19日から公開)を実施するとともに、今後のマンション管理の適正化についても更なる連携を深めるため、協定を締結する。

3 概要

(1) 協定締結の相手方

概 要	名 称：一般社団法人マンション管理業協会	
	代表者：理事長 高松 茂	
	所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-13-3	
会員数	正会員 348 社 賛助会員 18 社 (うち広島県に本社がある会員は7社) (会員の受託管理戸数は全国分譲マンションストックの9割以上を占める)	
活 動	・管理業務の適正化のための諸方策の推進 ・マンションの保全に関する診断能力の研究・開発及び診断員の育成 ほか	

(2) 協定内容

次の事項について連携する。

- ア マンション管理の適正化の推進に関する法律に係る諸施策の推進に関すること。
- イ マンション管理の適正化に向けた普及啓発や施策の研究等に関すること。
- ウ マンションの管理状態が適切に評価される既存住宅市場の形成に関すること。
- エ そのほか本協定の目的に沿うこと。

(3) 協定締結式

日 時：令和7年2月6日(木) 16:00~16:15

場 所：県庁北館2階 第1会議室

出席者：湯崎知事、協会理事長

【参考】一般社団法人マンション管理業協会の主な活動内容

● マンション管理適正評価制度

マンションの管理状態や管理組合運営の状態をハード・ソフトの両面から5つのカテゴリーで評価して情報公開する制度。令和6年12月26日時点で県内208件のマンションが本制度を利用している。



出典：マンション管理業協会発行パンフレット「マンション管理適正評価制度について」

● マンション管理に関する試験・講習会の実施

マンションの管理業務に従事する職員の資質向上のため、マンションの管理に必要な知識に関する講習や、国家試験・協会認定試験を実施している。

● マンション管理に関する調査・研究

会員の分譲マンションの管理受託状況及び管理業の市場を把握するための分譲マンション管理受託動向調査や海外管理事情調査など、マンションにおける住生活を含めた防犯・防災・安全に関する調査・研究を実施している。

● マンション管理業者の業務に関する相談対応

住民及びマンション管理業者からの分譲マンションに関する相談に対応。マンションの管理業務に関するものに加えて、マンション関連法に関する相談についても対応している。

【参考】DoboX でのマンション管理適正評価制度の可視化

